

令和 7・8 年度天草市建設工事入札参加者資格審査格付基準

第 1 趣旨

この基準は、天草市工事入札参加者資格審査格付要綱第 3 条第 2 項に規定する格付の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 格付対象業種

格付の対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設工事、法面工事の 7 業種とする。

第 3 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(7) 客観点

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果を用い、次により算出した点数

入札参加資格者の区分	算出方法
① 天草市内に主たる営業所を有する者	法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果における総合評価値とする。
② 天草市外に主たる営業所を有し、天草市内に入札及び契約に関する権限を委任している営業所（以下、「市内営業所」という。）を有する者	法に規定する経営事項審査における審査項目のうち、経営規模（X1）、技術力（Z）の算定において、建設業の業種別完成工事高、業種別技術職員数及び業種別元請完成工事高について、市内営業所分以外の値に 0.3 を乗じた値と、市内営業所分の値を加えた数値（少数点以下切り捨て）にて算出する。

(4) 主観点

第 5 に規定する技術事項等評価項目及び数値基準により算出した技術事項等評価点数

(ウ) 総合点数

客観点と主観点を合計した点数

第 4 格付の方法

(1) 格付の方法

格付に当たっては、第 3（ア）に規定する客観点に、第 3（イ）に規定する主観点を加えた総合点数を算出のうえ、下表（2）「等級格付表」において行うものとする。ただし、（3）に規定する要件を満たしていなければならない。

また、各有資格者の格付は、次の要件を満たす業種について対象とする。

(7) 直近の経営事項審査結果通知書において、完成工事高の年平均の欄に工事実績があること。

(4) 業種に対応する資格を持った技術職員を有すること。

営業所に委任する場合については、当該営業所に技術職員の配置がなされていること。

なお、前回格付された等級から２等級以上上昇する場合は、１等級までに止めるものとし、前回格付を受けていない業種、又は前回格付を受けていない者については、最も下位の等級に格付するものとする。

（２） 等級格付表

格付対象業種における等級区分は次表のとおりとし、各等級の構成数は１０者以上とする。

各等級における総合点数の上限下限の点数の範囲は、各業種における事業者数を等級区分で除した正数値及びその倍数値の順位の事業者の総合点数により、各等級区分の上限又は下限の点数として範囲を定め、その範囲の点数の上位から「Ａ等級」、「Ｂ等級」、「Ｃ等級」又は「Ｄ等級」に区分し格付するものとする。

ただし、各等級区分において、下限の点数が等級内平均点の８５％に相当する点数を下回る場合は、その平均点の８５％の値を下限点数とし、直近下位の上限点数にも反映させるものとする。（平均点算出において等級内平均点を中心に±３０％の範囲を超えるものは除外）

また、等級内構成数が１０者に満たない場合下位より繰り上げ、下限の点数は当該等級最下位事業者の総合点数とし、直近下位の上限点数にも反映させるものとする。

なお、各等級の下限の点数が同点の事業者が複数ある場合は、客観点が高い方を上位とする。

等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工 事	法面工事
A	1177 点以上	1172 点以上	1088 点以上	1071 点以上	1133 点以上	1063 点以上	1085 点以上
B	1177 点未満 1021 点以上	1172 点未満 942 点以上	1088 点未満 845 点以上	1071 点未満 821 点以上	1133 点未満 845 点以上	1063 点未満 872 点以上	1085 点未満 896 点以上
C	1021 点未満 884 点以上	942 点未満 838 点以上	845 点未満	821 点未満	845 点未満	872 点未満	896 点未満
D	884 点未満	838 点未満					

（３） 当該業種に必要な１級技術者数

（令和６年９月３０日現在において継続して６か月を超えて在籍する者）

等級	土木一式工事	建築一式工事
A	３人以上	１人以上

※市内営業所に係る技術者については、当該技術者が天草市に住民登録があること。

第5. 天草市技術事項等評価項目及び数値基準について

- (1) 資格審査格付する全ての業種（土木一式工事・建築一式工事・管工事・電気工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事）を対象とする事項

事項区分		基準区分	点 数	備 考
工 事 成 績	天草市発注工事の種 類別平均工事成績 (令和2年1月～令和 6年12月まで)	請負額 250 万円以上の工事が ある業者	(平均点－65) × 6	※点数が負の 数値の場合は 減点となる。 (小数点以下 切り捨て)
		請負額 250 万円未満のみ及び 工事実績がない業者	加点なし	
	天草市発注工事優 良工事状況(令和 5 年1月～令和6年12 月まで)	工事成績 85 点以上	1 件につき 20 点	1 年につき 1 件 について評価 する。
		工事成績 80 点以上 85 点未満	1 件につき 10 点	
	天草市発注工事粗 雑工事状況 (令和 5 年 1 月～令 和 6 年 12 月まで)	工事成績 65 点未満	1 件当たり△20 点	
信 用	信用の度合	令和 5 年 1 月～令和 6 年 12 月までの間における天草市 単独の指名停止	1 月当たり△20 点	1 月未満の端数 は1月で算定す る。
社 会 的 貢 献 度	住民の雇用の状況	天草市に住民登録をしてい る者を令和 3 年 12 月 31 日以 前から継続雇用	1 人につき 5 点	最高 15 人まで とする。
	女性住民の新規雇 用状況	天草市に住民登録をしてい る女性を令和 4 年 1 月 1 日か ら令和 5 年 12 月 31 日までの 間に新規に採用し継続雇用	1 人につき 5 点	
	若年者住民の新規 雇用の状況	天草市に住民登録をしている 採用時年齢が 35 歳以下の若年 者を令和 4 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日までの間に 新規に採用し継続雇用	1 人につき 5 点	
	新卒者住民の新規 雇用の状況	天草市に住民登録している 学校教育法に規定する学校 又は専修学校を令和 3 年度か ら令和 5 年度までの間に卒業 した者を継続雇用	1 人につき 5 点	

	障がい者の雇用の状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用に関係なく、天草市住民である障がい者を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	
	保護観察対象者の雇用の状況	「更生保護法」に規定する天草市住民である保護観察対象者を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	
	消防団員の雇用の状況	天草市消防団員を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人につき5点	
	消防団協力事務所の締結状況 (令和6年12月31日現在)	天草市と消防団協力事務所として締結している場合	10点	社団法人団体に加入し、その団体が締結している場合には加点対象とする。
	防災協定の締結状況 (令和6年12月31日現在)	天草市と防災協定を締結している場合	10点	
	天草市管内でのボランティア活動の状況	令和5年及び令和6年の各年とも活動実績がある場合	5点	
	天草市内での営業年数状況 (令和6年12月31日現在)	25年以上	40点	
		10年以上 25年未満	30点	
		5年以上 10年未満	20点	
		1年以上 5年未満	10点	
		1年未満	0点	
	格付けする各業種工事における災害復旧工事の受注状況 ※1	5件以上	10点	小数点以下四捨五入
		3件以上 5件未満	7点	
		1件以上 3件未満	3点	
		工事なし	0点	
その他	令和6年12月31日における職員総数	職員総数×当該業種平均工事完成工事高／全業種平均完成工事高（50点まで）		第3(7)に規定した算出方法により算出した数値を用いるものとする。

	審査基準日（決算日）以降の技術者の増減に応じ経営事項審査の総合評定値影響分を補正	(9/30 時点の Z1 －経審時の Z1) ×0.8×0.25	※点数が負の数 値の場合は減点 となる。
--	--	--	----------------------------

※ 1 格付適用年度の直前の 2 カ年平均の災害復旧工事の受注件数とする。

災害復旧工事とは、天草市が発注する災害復旧工事（公共土木施設災害復旧工事、農林水産施設災害復旧工事等）のことをいう。

(2) 資格審査格付する業種別で対象とする事項

(7) 管工事のみ加対象事項

事項区分		基準区分	点 数	備 考
施 工 技 術 ・ 技 能	天草市水道局 指定給水装置 工事の指定の 状況	天草市水道局指定給水装置工事の 指定業者 (給水装置主任技術者を有する事業者)	20 点	1 人の職員につ き技能者とし て申請できる のは3技能ま でとする。 ※ 同一の技能 項目で1級・2 級を重複でき ない。
	浄化槽管理士 の状況	浄化槽法に基づく、浄化槽管理士資格 試験の合格者もしくは浄化槽管理士講 習修了者の国家資格	1 人につき 7 点	
	浄化槽設備士 の状況	公益財団法人日本環境整備教育センタ ーが行う浄化槽設備士資格試験の合格 者もしくは浄化槽設備士講習修了者の 国家資格	1 人につき 7 点	
	1 級配管技能 士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 1 級配管技能士配管に関する学科及び実 技試験に合格した国家資格者	1 人につき 7 点	
	2 級配管技能士 の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 2 級配管技能士配管に関する学科及び実 技試験に合格した国家資格者	1 人につき 3 点	
	1 級空気調和設 備配管・冷凍空 気調和機器施工 技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 1 級空気調和設備配管・冷凍空気調和機 器施工技能士の冷凍空気調和機器施工 に関する学科及び実技試験に合格した 国家資格者	1 人につき 7 点	
	2 級空気調和設 備配管・冷凍空 気調和機器施工 技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 2 級空気調和設備配管・冷凍空気調和機 器施工技能士の冷凍空気調和機器施工 に関する学科及び実技試験に合格した 国家資格者	1 人につき 3 点	
	1 級給排水衛生 施設配管技能士 の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 1 級給排水衛生施設配管技能士配管に関 する学科及び実技試験に合格した国家 資格者	1 人につき 7 点	
	2 級給排水衛生 施設配管技能士 の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく 2 級給排水衛生施設配管技能士配管に関 する学科及び実技試験に合格した国家 資格者	1 人につき 3 点	

(イ) 舗装工事のみ加点対象項目

事項区分		基準区分	点 数	備 考
施工技術	舗装工事の技術者及び技能者の状況	1級舗装施工管理技術者	1人につき10点	
		2級舗装施工管理技術者	1人につき5点	
施工体制その他	運転手の資格取得の状況	機械の自社保有(令和7年1月1日)が確認でき、1及び2のいずれの条件も満たす令和7年1月1日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手(資格取得者)を3人以上雇用している。 【確認事項】 1 大型特殊免許を有すること。 2 労働安全衛生法第61条による技能講習[車両系：整地・運搬・掘削]を終了している、又は労働安全衛生法第59条による特別教育[締固用機械]を終了したこと。なお、技能講習[車両系：整地・運搬・掘削]を終了したことと同等と認められる場合は以下のとおりとする。 ・車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転技能特例講習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいずれかを終了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定1級又は2級(6種は除く)に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練(通信の方法によって行う者を除く)を終了したこと。	15点	

令和7年1月1日現在の舗装用建機の保有状況	対象建機		規格	点数	備考
	アスファルトフィニッシャー		舗装幅1.4m以上	20点	※同建機を複数所有していても加点対象は1機のみとする。 なお、天草市以外が発行した償却資産台帳に記載された建機については、0.30を乗じた点数とする。
	①	マカダムローラー	質量10t以上	10点	
	②	タイヤローラー	質量8トン以上 公道自走式	10点	
	③	モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上 公道自走式	10点	
※①～③の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有している者のみに加点する。 【確認事項】 1 自社が所有する場合 ・市町村が発行する償却資産台帳に記載されていること。 2 リース契約の場合 ・企業会計基準委員会が定める「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づくファイナンス・リース取引に該当する契約であること。 3 子会社が所有する場合 ・市町村が発行する償却資産台帳に記載されていること。 なお、公道自走式の場合、令和7年1月1日現在で有効な車検を受けていること。 ・会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項第1号～第3号に規定する子会社であること。					

(ウ) 水道施設工事のみ加対象項目

事項区分		基準区分	点 数	備 考
施 工 技 能	天 草 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 の 指 定 の 状 況	天草市水道局指定給水装置工事の 指定業者 (給水装置主任技術者を有する事業者)	20 点	
	水 道 施 設 工 事 に お け る 配 管 技 能 者 数 の 状 況	職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)の規定に基づく 1 級配管技能士	1 人につき 5 点	
		職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)の規定に基づく 2 級配管技能士	1 人につき 3 点	
		職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)の規定に基づく 3 級配管技能士	1 人につき 1 点	
		(公社)日本水道協会の配水管技能者登 録証(一般継手・耐震継手)を有する者	1 人につき 3 点	1 人の職員につ き技能者とし て申請できる のは 2 技能ま でとする。
		(公財)給水工事技術振興財団が主催す る給水装置工事配管技能者検定会を受 講し、合格者証を受けている者、又は「給 水装置工事配管技能者認定証」を有する 者、又は「給水装置工事配管技能者講習 会修了者証」を有する者	1 人につき 3 点	
		(公社)日本水道協会に「耐震登録」し ている配水管技能者であり、かつ(一社) 日本ダクタイル鉄管協会が実施する配 管技能に係る講義を受講し、修了証を受 けている者 【参考】 1. NS 形ダクタイル鋳鉄管 (φ450mm以下) 2. NS 形ダクタイル鋳鉄管 (φ500mm 以上)	1 人つき 3 点	
		(公社)日本水道協会に「耐震登録」し ている配水管技能者であり、かつ配水用 ポリエチレンパイプシステム協会主催 の水道配水用ポリエチレン管(配水管) 施工講習会(旧水道用ポリエチレンパイ プシステム研究会及び配水用ポリエチ レン管協会主催の講習会を含む)を修了 した技能者。	1 人つき 3 点	

(I) とび・土工・コンクリート工事における「法面工事」のみ加点対象項目

事項区分		基準区分		点 数	備 考
施 工 技 能	法面工事の 技術者及び 技能者の状 況	一般社団法人 全国特定法面保護協 会が実施するのり面施工技術者資 格試験の合格者である、のり面施工 技術者証の資格認定技術者		1 人につき 5 点	
		一般社団法人 全国特定法面保護協 会が実施するのり面ノズルマン技 能認定試験の合格者である、のり面 ノズルマン技能者		1 人につき 5 点	
そ の 他	令和 7 年 1 月 1 日現在 の、法面工 事吹き付け 用建機の保 有状況	対象建機	規格	点数	備考
		モルタル・コン クリート吹付 機	湿 式 0.8 ～ 11.0m ³ /h ミキサ付	30 点	※同建機を複 数所有してい ても加点対象 は 1 機のみと する。 なお、天草市 以外が発行し た償却資産台 帳に記載され た建機につい ては、0.30 を乗 じた点数とす る。

(3) その他

① 公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区 分		点 数
1 0 0 百万円以上		6 0 点
1 0 百万円以上	1 0 0 百万円未満	4 0 点
1 0 百万円未満		2 0 点
工事なし		0 点

※ 2 年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度(1 年分)における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に 0.30 を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

② 格付する各業種工事における完成工事高・完成工事比率（土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事）

(7) 各業種工事の平均完成工事高

区 分	点 数
100百万円以上	50点
10百万円以上 100百万円未満	30点
10百万円未満	10点
工事なし	0点

※格付適用年度の前年度の経営事項審査における各業種工事の平均完成工事高により算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度（1年分）における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に0.30を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

(イ) 平均工事完成高の合計に占める各業種工事の平均完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点
70%以上 80%未満	70点
60%以上 70%未満	60点
50%以上 60%未満	50点
40%以上 50%未満	40点
30%以上 40%未満	30点
20%以上 30%未満	20点
10%以上 20%未満	10点
10%未満	0点